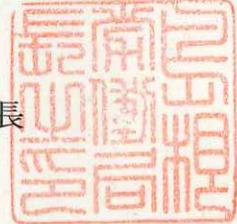


島労発基0802第2号
令和5年8月2日

一般社団法人島根労働基準協会長 殿

島根労働局長



「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と
保険者の連携・協力事項について」の一部改正について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、事業者から保険者への定期健康診断等の情報の提供については、「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和2年12月23日付け基発1223第5号・保発1223第1号厚生労働省労働基準局長・保険局長連名通知。以下「協力依頼通知」という。）別紙において、労働者の定期健康診断等の結果を保険者に提供する上で事業者が取り組むべき事項が整理され、示されているところです。

今般、令和6年度以降に実施する特定健康診査における随時中性脂肪の取扱い等について一部変更されることを踏まえ、「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（令和2年12月23日付け基発1223第5号・保発1223第1号厚生労働省労働基準局長・保険局長連名通知）別紙が別添のとおり改正されました。

つきましては、その趣旨を御理解の上、引き続き、事業者と保険者とが緊密に連携して労働者の健康管理等にお取り組みいただくとともに、貴下会員その他関係機関等に周知いただくよう、お願い申し上げます。